

令和元年度 第3回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和2年1月24日（金）

10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

（環境政策課：吉川企画広報監）

ただ今から、令和元年度第3回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は環境政策課企画広報監の吉川と申します。本日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の吉留が御挨拶申し上げます。

（環境部：吉留部長）

皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、この審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本県の環境行政の推進に大変御尽力いただいております。重ねて御礼を申し上げます。

さて今、地球温暖化の問題、使用済みプラスチックへの対策、これが非常に大きな課題、世界的な問題となっております。本県におきましても、これらの課題を含めまして、新たな課題に対応するために、来年度から県の基本的な計画を順次見直していく予定となっております。

具体的には、令和2年度に廃棄物処理計画、令和3年度に環境総合ビジョンすなわち環境総合基本計画、それから地球温暖化対策実行計画、気候変動適応計画といった主要な計画を今後2年間で順次見直しを進めてまいります。

皆様方のお知恵をお借りしながら、進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

（環境政策課：吉川企画広報監）

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、委員36名中30名の出席で半数以上の御出席をいただいております。したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日、廣田委員、柳生委員、堂菌委員、對馬委員につきましては、代理にて、九州農政局 生産部生産技術環境課課長補佐 平山智子様、九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課課長補佐 久保智恵子様、九州地方整備局 企画部環境調整官 白田雅彦様、第七管区海上保安本部 警備救難部 環境防災課課長補佐 横手幹雄様に御出席いただいております。

それでは、本日用います資料の確認をお願いいたします。お手元の配付資料及び事前に郵送でお配りしております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

本日は、浅野会長が御欠席のため、これからの議事進行は、福岡県環境審議会条例第4条第3項の規定に基づき、伊藤会長代理をお願いいたします。

(伊藤会長代理)

それでは、本日は浅野会長が御欠席ということで、私が議事を進めさせていただきます。

(1) 答申事項に入ります。答申事項としては、「希少野生動植物種の保護のあり方」の1件です。

本件については、前回の審議会で知事の諮問を受けまして、希少野生動植物種保護専門委員会を設置し、審議を行うことを決定いたしました。今回は、専門委員会での審議結果を踏まえ、本審議会の答申を決定するための審議を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

答申案作成までの流れについては、専門委員会の委員長である浅野会長から御説明いただくところですが、本日御欠席のため、代わりに専門委員会の委員である馬場委員から御説明していただき、答申案の読み上げについては、事務局からお願いすることとします。

(馬場委員)

それでは、浅野委員長の代わりに御説明させていただきます。

専門委員会は、前回の審議会の後、2回の会合を開きまして、「希少野生動植物種の保護のあり方」について具体的な検討をしてみました。

その中で、保護のあり方については、このような内容とすることが適当であろうという結論に達し、資料1「希少野生動植物種の保護のあり方」のとおり、答申案をまとめたところでございます。報告は以上でございます。

(伊藤会長代理)

はい、それでは事務局から読み上げをお願いいたします。

(自然環境課：岩崎課長)

資料1「答申事項」の1ページを御覧ください。答申案を読み上げさせていただきます。

「1 はじめに」、福岡県では、県内に生息・生育する希少野生動植物種(以下「希少種」という。)について、県レッドデータブックによる啓発や環境影響評価制度等の既存制度の活用等により、保護に努めてきた。

しかし、レッドデータブックに掲載されている希少種に対する採取・捕獲等の規制がな

いこと、環境影響評価制度において小規模な事業は制度の対象とならないことなど、既存の取組みだけでは、希少種の保護の徹底が困難な状況にある。

今般、福岡県が実施した希少種の生息・生育状況調査の結果に基づき、専門家から希少種の絶滅を防ぐためには、採取・捕獲に対する規制及び罰則を設けた条例を制定するとともに、保護回復事業を積極的に実施する必要があるとの提言があったところである。

このような状況のもと、令和元年11月8日、知事から希少野生動植物種保護条例（仮称）の制定も含めた福岡県における今後の希少種の保護のあり方について、諮問を受けた。

本諮問に基づき、本審議会は、希少種の保護のあり方について、希少野生動植物種保護専門委員会を設けて審議を行った。同専門委員会の審議結果の報告を受け、本審議会は、より一層の希少種の保護及び生物多様性の保全の観点から、新たな条例を制定することが適当であるとの結論に達した。

「2 希少種の保護のあり方について」、なお、条例化に当たっては、以下の基本的考え方に基づき、その内容を検討する必要がある。

「(1) 総則について」、「①県の責務」、県は、野生動植物の種が置かれている状況を常に把握するとともに、希少種の保護に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する。

また、県は、希少種の保護の必要性について、事業者及び県民等の理解を深めるため、普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

「②事業者の責務」、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、希少種の生息・生育環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町村が実施する希少種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

「③県民等の責務」、県民は、希少種の保護に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する希少種の保護に関する施策に協力するよう努めなければならない。

なお、県外からの旅行者や滞在者についても、同様の責務を課すものとする。

「④開発等における配慮」、県、事業者及び県民等は、土地の開発その他の希少種に影響を及ぼすと認められる行為を行うに当たっては、希少種の保護について適正に配慮しなければならない。

2 ページを御覧ください。

「⑤財産権の尊重」、本条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上へ配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整に留意する必要がある。

「基本方針の策定及び指定希少野生動植物種の指定」、「①希少野生動植物種保護基本方針の策定」、県条例を円滑に実施・運用するためには、希少種の保護に関する基本構想や施策の進め方などを「希少野生動植物種保護基本方針」で定める必要があり、その際には、本審議会の意見を聴くことが適当である。

「②指定希少野生動植物種の指定等」、希少種のうち特に保護すべき種を「指定希少野生

動植物種（以下「指定種」という。）」として指定する必要がある、その際には、本審議会の意見を聴くことが適当である。

指定種については、個体等の取扱いに関する規制、生息地の保護に関する規制及び保護回復事業などの制度により、保護を図ることが必要である。

「（２）個体等の取扱いに関する規制について」、指定種の個体の取扱いについて、次のとおり規制することが適当である。

「①捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）の禁止」、「②所持等（所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引取り）の禁止」、「③陳列又は広告の禁止」、加えて、②と③については、羽・角、花・地下茎等の個体の器官又は標本・はく製等の加工品についても規制の対象とすることが必要である。これらの器官・加工品は、高値で取り引きされることがあるため、規制の対象とすることで捕獲・採集圧が抑制されることが期待される。

③については、近年のインターネット上での売買・取引が増加し、規制の必要性が高まっていることに鑑み、これらについても規制すべきである。

また、指定種の保護に資する学術研究、繁殖等の行為に関しては、捕獲等の許可やこれらの規制の適用除外について規定する必要がある。

なお、許可を得て捕獲等された個体について不適切な飼養を行っている者に対して、飼養栽培施設の改善その他必要な措置を命じ、また、その許可を取り消すことができる規定を設けるとともに、違法に捕獲された個体等を所持・陳列又は広告している者に対して、個体等を知事に譲渡すこと、陳列又は広告の中止等を命ずることができる規定を設ける必要がある。

３ページを御覧ください。

「（３）生息地等の保護に関する規制について」、指定種の生息地を保護するため、区域の指定や土地の利用規制を設けることが必要である。

「区域の指定」、「①生息地等保護区」指定種の生息環境の保護が必要な区域、「②管理地区」①のうち規制の必要性が高く、建築物の新築等の行為について、知事の許可が必要な区域、「③立入制限地区」②のうち特に厳重な保護が必要な区域で立入が禁止されている区域、「④監視地区」①のうち規制までは要しないが、建築物の新築等の行為について届出による状況把握が必要な区域、答申案の読み上げの途中ですが、区域の指定について補足説明をさせていただきますので図を御覧ください。

まず、指定種の生息地を保護するため、建築物の新築等の行為をする際に、許可や届出が必要な土地を①の生息地等保護区として指定をします。

生息地等保護区は規制の必要性が高く、建築物の新築等の行為について許可が必要な②管理地区、規制までは要しないが合意について届け出が必要な④の監視地区の２つの地区に分かれております。

管理地区の中で特に厳重な保護が必要であり、立入が禁止されている地区が③の立入制限地区となっております。答申案の読み上げに戻ります。

「土地の利用規制」、②の管理地区においては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号、以下「種の保存法」という。）」に準じ、建築物等の新築・改築、木竹の伐採等の行為を規制する必要がある。

加えて、生物多様性における遺伝子の多様性の保全の観点から、地域の遺伝子攪乱に配慮した事項（※）を規定する必要がある。

※生息地等保護区に、当該区域外から指定種と同種の個体を持ち込み、放ち、植栽し、又は種子をまく際は、知事の許可を要するものとする。

なお、管理地区や監視地区において違法な行為を行った場合や、許可を得て管理地区内で実施した行為であっても、これにより指定種への悪影響が確認された場合においては、その原因者に対して、原状回復その他保護のために必要な措置を命ずることができる規定を設ける必要がある。

更に、管理地区において行為の許可を得られなかった、又は行為の許可に条件を付された等のために損失を受けた者に対する補償についても規定する必要がある。

「（４）保護回復事業について」、指定種に関する保護回復事業について、県が実施する際は、適正かつ効果的に保護回復事業を実施するための保護回復事業計画を策定することとし、県以外の主体が実施する際は、その事業内容が適正であるかどうかを県が確認・認定する制度が必要である。

また、種の保存法においては、土地所有者が不明な場合であっても、必要な手続きを経ることにより、土地に立入り、保護増殖事業を実施することができるものと規定している。

そこで、土地所有者不明の問題が増えている昨今の状況を踏まえ、本県においても、保護回復事業が確実に実施されるよう同様の仕組みを導入することが必要である。

なお、これに合わせて、立入りにより損失を受けた者に対する補償についても規定する必要がある。

４ページを御覧ください。

「（５）外来種に関する施策について」、指定種も含めた希少種の生息・生育に影響を及ぼすおそれがある外来種について、次のような事項を規定することが必要である。

「①何人も、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種を放ってはならないこと」、「②県は、指定種に影響を及ぼす外来種について個体数の低減等の防除を実施すること」、「③県は、外来種に関する調査、研究及び情報提供を行うこと」。

「（６）推進体制の整備等について」、本条例の効果的な運用に当たっては、国及び他の地方公共団体、県民等や事業者との協力・連携が不可欠であることから、以下の事項を規定することが必要である。

なお、施策の実施に当たっては、希少種の調査研究等を実施していくことも重要である。

「①国及び他の地方公共団体との協力」、県は、希少種保護の施策・実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めること。

県は、条例の施行に当たっては、市町村と連携を図り、市町村による施策の実施に当たっ

ては、情報の提供等その他の必要な措置を講ずること。

「②県民等及び事業者等の自発的な活動の促進」、県は、希少種保護の施策の実施に当たっては、県民等及び事業者と協力するとともに、それらの自発的な活動を促進するため、情報提供、助言等その他必要な措置を講ずること。

「③調査、研究及び情報提供」、県は、希少種の生息・生育の状況、生息地・生育地の状況、個体数の増減の要因その他必要な事項について、県民等、事業者及び関係機関の協力を得て、調査、研究及び情報提供をし、条例の運用に活用するものとする。

「(7) 罰則について」、本条例の実効性を担保するため、個体等の捕獲や所持に係る規制や、生息地における建築物の新築や木竹の伐採等、土地の利用規制に関して罰則を適用することが必要である。

「(8) その他について」、「①指定の提案について」、様々な主体と一体となって希少種保護に取り組むため、広く意見を聴く手段を設けることが望ましく、指定種の指定が必要と考えられる種について、県民、事業者及び県内で活動している民間団体から提案できる規定をおくことにつき検討する必要がある。

「②経過措置について」、本条例を円滑かつ効果的に運用するため、条例の適用前(種の追加指定が行われた場合を含む)に捕獲等をし、所持している個体等について、県への届出を一定の期間内に行うよう義務付ける必要がある。以上です。

(伊藤会長代理)

以上が専門委員会からの報告となります。

この報告内容について、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(門上委員)

非常に良くできた案だと思いますし、希少種の保護は、当然積極的にやっていただきたいのですが、希少種が生まれる周辺の生態系全体が最近劣化してきているのではないかという気がします。

希少種を保護する前提として、生態系全体の把握ということがあると思うのですが、県としてはどのように考えておられますか。

(自然環境課：岩崎課長)

希少種に限らず、生態系全体ということですが、それにつきましては、県における野生の動植物の調査は2001年のレッドデータブック発刊に合わせて調査を実施しており、おおむね10年おきに実施させていただいております。

前回、レッドデータブックの改訂に合わせて、2008年から2013年にかけて調査しましたので、そのサイクルでまた10年後を目途に調査をさせていただいて、それによって、希少種以外についても状況把握するとともに、必要なものについては措置等を考えていきた

いと思っております。

(伊藤会長代理)

これは、生息域と生息域をバックアップしている環境を含めての調査ということですか。

(自然環境課：岩崎課長)

調査する際は、生息域はもちろん把握しますし、今どういう状況に置かれているのかということも併せて調査しています。

(伊藤会長代理)

はい、分かりました。よろしいでしょうか。

(門上委員)

最近、サイエンスという雑誌で、宍道湖で魚や鰻が全然獲れなくなり、その原因は、ある種の農薬を使った結果、宍道湖に棲んでいる水生生物、いわゆる動物プランクトンが農薬の影響で急減し、その結果動物プランクトンを餌とする魚が少なくなったという論文が載りました。

それと、私が子どもの頃、夏は街灯に多くの虫が寄っていたのですが、今は街灯の周りを見ても昆虫はほとんど飛んでおらず、昆虫の数が減っているのではないかと肌で感じています。

希少種を調査することは非常に良いことだと思うのですが、全体として昆虫等が減少しているのかといった、一般的な調査はされているのでしょうか。

(自然環境課：岩崎課長)

今、おっしゃったような広い範囲では実施しておりませんが、先ほど申しましたレッドデータブック調査を行う際に、特に報告する希少種だけではなく、もう少し広い範囲としているといった段階でございます。

(門上委員)

できるだけ、実施していただきたいなということです。

(伊藤会長代理)

なかなか難しいですよ。水生生物で河川流域全体が範囲となると、大変なことになってしまいますよね。はい、よろしいですか。

(井上眞理委員)

資料の書式で気になるところがありましたので、できれば修正を検討していただけたらと思います。

資料2 ページの一番上の⑤の文字は、ゴシックではないですが、前のページの項目がゴシックになっているので、気になりました。

同じように見ていくと、4 ページ(8)の①と②は、上の項目の表記に合わせると、ゴシックでない書式が適切かと思います。書式も大事だと思いますので御検討ください。

(自然環境課：岩崎課長)

修正させていただきます。ありがとうございます。

(伊藤会長代理)

はい、他にございませんでしょうか

(山崎委員)

県では、生物多様性戦略を策定されていたと思いますが、本日の希少種の保護については、先ほど門上委員が言われたように、生物多様性の中で考えていく必要があると思います。

生物多様性戦略と希少種の保護との関係は、今後どのようにされるのか、お考えをお聞かせください。

(自然環境課：岩崎課長)

生物多様性戦略の中で、13の重点プロジェクトを定めておりまして、そのうちの一つである「希少野生動植物の保護」を実施しているという位置付けになります。

今後は、答申を受けまして、条例制定等を検討していくという形になります。

(伊藤会長代理)

よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

(渡邊公一郎委員)

レッドデータブックの中で、ものすごい数の希少野生動植物が掲載されていたと思いますが、規制をしても、じゃあどれが対象なのか、私を含め多くの方がほとんど知らないと思います。レッドデータブック全体を常に見ている方は多分いないと思いますので。

福岡県には、こういう貴重な動植物があるというような働きかけ、県民に知らせるような試みはやられていますか。

(伊藤会長代理)

はい、事務局お願いします。

(自然環境課：岩崎課長)

県としましては、まず貴重な動植物があるということについて、レッドデータブックを作成した際に、ホームページで公開させていただいております。

それから、県政出前講座の中で御紹介させていただいたり、環境に関するイベントの際にパネル等を展示し、啓発に努めております。まだまだ力不足ではあります。

(渡邊公一郎委員)

レッドデータブックを公開しているということですが、先ほど言いましたように、一般の方が見るとは思えないのですね。

一般の方に啓発活動をやられていると言われましたけど、何かパンフレット等あるのでしょうか。

(自然環境課：岩崎課長)

ダイジェスト版のようなものがございます。あと、ホームページだけですが、子ども向けのものという形でキッズページを作っており、お子様にも見やすいような形にさせていただいております。

(渡邊公一郎委員)

よくある話ですが、ホームページで公開しているから我々はやっているというのは言い訳であって、積極的にアピールしないとやっぱり県民には届かないし、福岡県には本当に貴重なものがいろいろあるということは、少しは聞きますけども、ほとんどの人は知らないので、啓発活動をいろんな形でやっていただきたいと思います。

(自然環境課：岩崎課長)

今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

(伊藤会長代理)

はい、大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。

(岩熊委員)

現場で環境教育を推進している立場からですが、子どもたちは絶滅危惧種を捕まえてはいけないというような、誤った知識を既に持っている子どもたちが結構います。

捕まえて飼育してはいけないとか、外来生物のこととか、そういった知識はテレビ等の影響で知ってはいるのですが、正しい知識で伝わっていないということが、現場に立つ者とし

て、子どもたちを見ている中で思うところであり、まだまだ啓発活動については、本腰を入れてしっかりやっていかないとなかなか浸透していかないなと思っているところです。

小学校の校長先生である酒井委員とお話をする中で、やっぱり小学校での環境教育はすごく大事だねという話を先ほどしていたところです。

(伊藤会長代理)

どうもありがとうございました。何かありますか。

(自然環境課：岩崎課長)

県でも、環境教育副読本「みんなの環境」を作って、その中に、一部内容を入れさせていただいております。

また、普及啓発等につきましては、御協力いただければと思います。よろしくお願ひします。

(伊藤会長代理)

はい、他にございませんでしょうか。

種についてですが、一箇所に留まっているとは限らず、例えば広範囲に飛んでいくとか、あるいは渡っていくような種、そのようなものの取扱いというのは、どのようにお考えでしょうか。動線のある種をどのように考えたら良いでしょうか。

(馬場委員)

本日、検討していただいているのは、福岡県の条例についてということです。

そもそも、この条例の必要性というのは、県内に希少な野生動植物があって、県として守らなければいけないということであり、国でも、例えば渡り鳥条約であるとか、広範囲で移動するようなものに関する法的規制はありますが、それでも手が届かないところ、県独自の条例を作って保護していかなければいけないものについては、県で独自に条例を作ってください、保護していこうということではないかと思っています。

ですから、この条例だけではなく、いろんな規制を組み合わせ、全体として保護していこうという流れになろうかと思っています。

(伊藤会長代理)

どうもありがとうございました。他に何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえた上で、「希少野生動植物種の保護のあり方」について、答申したいと考えます。

答申の最終的な文言等の整理につきましては、私に御一任いただくことでよろしいでしょうか。それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に、(2) 諮問事項に移ります。諮問事項としては、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」「令和2年度水質測定計画の策定について」「福岡県廃棄物処理計画の策定について」の3件です。

まず、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、事務局から説明をお願いします。

(環境保全課：野中課長)

まず、「水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定」について御説明いたします。資料2になります。よろしくをお願いします。

県では、県内の河川で順次類型指定を行っておりまして、今年度は北九州市内河川について指定の進捗を進めているものでございます。

資料2を3枚めくっていただき、1ページをお願いいたします。

はじめに、「水生生物保全に係る水質環境基準について」であります。表1-1に記載していますとおり、水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されています。

この「生活環境の保全に関する環境基準」に、平成15年、新たに、「水生生物保全に係る環境基準」が設定されました。具体的な基準値は、2ページの表1-2を御覧ください。

水生生物の生息状況の適応性に応じて水域を類型化しておりまして、その類型ごとに基準値が定められています。

現在の基準項目は、「全亜鉛」、「ノニルフェノール」、「LAS」の3項目で、河川・湖沼については4つの類型、海域については2つの類型が設定されています。

4ページをお願いいたします。「水生生物保全の類型指定について」でございます。

環境基準は、類型を指定することによりまして、その類型に応じた環境基準が適用され、その達成状況が評価されることとなります。

類型指定は、複数の都道府県にまたがる主要な水域については、国が行うこととされており、河川については、平成22年に表1-5のとおり、類型指定が行われています。

また、海域については、表1-6のとおり、平成29年に響灘及び周防灘の類型指定が行われ、平成30年に有明海の類型指定が行われています。

国が指定する水域以外は、県が指定することとされており、本県では、5ページの表1-7のとおり、平成26年度から魚介類の生息状況の調査を開始し、平成28年度から令和2年度までの5年間かけて、順次、河川や海域の類型指定を行う予定としております。

この中で、平成28年度の審議会におきまして、本県における類型指定の基本方針並びに「博多湾流入河川」及び「大牟田市内河川」の類型指定について御審議いただき、平成29年4月7日付けで、これらの河川について、初めての類型指定の告示を行いました。

続けて、平成29年度の審議会において「豊前海流入河川」及び「遠賀川」について、昨年度の審議会において「筑前海流入河川」及び「矢部川」について御審議いただき、それぞ

れ平成30年3月23日及び平成31年3月29日付けで告示を行いました。

今回は、引き続き、表1-7の下から3段目に記載しております、「北九州市内河川」の類型指定（案）について御審議いただくものであります。

現在の類型指定の状況につきましては、5ページから7ページにかけて、表1-8から表1-14、8ページでございますが、図1-1に記載しております。

9ページをお願いいたします。「水生生物保全の類型指定の方針について」でございます。9ページから14ページに、「水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定」の基本的な方針についてお示しをしております。

平成28年度の審議会でご審議いただいた内容でございますが、改めて概要を説明させていただきます。

「(1) 類型指定のための必要な情報」ですが、水生生物保全の類型指定については、国の通知によりまして、9ページの①～⑤にある、水質や水温などの情報を把握することとされています。

このうち、「④ 魚介類の生息状況」については、原則として「イワナ、サケマス等、低温域を好む魚介類が生息する水域」を生物A類型、「コイ、フナ等、高温域を好む魚介類が生息する水域」を生物B類型とすることとされており、本県では、表2-1のとおり、国が示しました魚介類の分類を用いて情報収集を行い、類型指定を行っております。

10ページをお願いいたします。「(2) 対象河川」についてであります。

国の通知では、BOD等の一般項目の類型指定は、「水質汚濁の防止を図る必要がある公共用水域全て」を対象とされており、現在、本県では94河川を指定しております。

一方、水生生物保全の類型指定は、「水生生物の保全が必要な水域全て」を対象とされており、県におきましては、海域を含め、平成28年度からの5年間の予定で作業を行っております。

また、指定後は、水質の常時監視が必要となりますので、この常時監視を効率よく効果的に継続する必要があるとございます。

このため、既存の一般項目の指定河川のうち、より水生生物の保全の必要性が高い河川について、優先的に類型指定を行うこととしております。

具体的には、11ページをお願いいたします。上の四角囲みのところに記載しておりますが、河川の選定方針としまして、「①一定以上の魚種の生息が推測される河川延長が10km以上の河川」及び「②内水面漁業権が設定され、漁業が行われている河川」の計60河川について、優先的に指定を行うこととしております。

12ページの図2-2に対象河川を示しております。色付きの河川が、類型指定の対象でございます。右下に凡例があるとおりでございます。

なお、これらの河川以外についても、引き続き、水質の把握に努めるとともに、情報収集を行い、今後、類型指定の必要性を検討することとしています。

13ページをお願いいたします。「(3) 類型指定の考え方」についてであります。

まず、「ア 水域の区分」ですが、枠囲みのおり、「① 冷水性の魚介類が生息していない河川については、全域を生物B類型に指定」することとしております。

「② 冷水性の魚介類が生息している河川については、その生息の有無だけでなく、生息範囲の広さ、水質、水温及び人為的な汚濁負荷の流入状況等を踏まえ、当てはまる類型を決定することとしております。

次に「ウ 環境基準点の設定」についてであります。環境基準点は、既存の基準点を最大限活用することとし、同一類型の水域内に複数の基準点がある場合は、最下流の基準点を選定することとしております。

生物A類型を設定する場合で、既存の基準点等がない場合は、最も近い測定地点を活用し、その地点が適当でない場合は、新たに基準点を設定することとしております。

以上が、平成28年度の審議会にて御審議いただきました類型指定の基本方針でございます。

15ページをお願いいたします。続きまして、この基本方針に基づいて整理いたしました、具体的な「類型指定(案)」についてでございます。

今年度は、北九州市内河川及びこれに付随するます淵ダムについて、水質や水温、水生生物の生息状況について情報収集・検討を行った結果、表3-1及び表3-2のとおり、生物B類型として、類型指定することが適当であると考えております。

達成期間につきましては、いずれの河川でも、水生生物保全に係る水質環境基準以下で推移しておりますので、「イ：直ちに達成」としております。

また、16ページ、17ページの図3-1及び図3-2には、類型指定図(案)を記載しております。17ページの地図がございしますが、この右上の赤色の部分が今回類型指定を行う河川でございます。

この地図で申し上げますと、筑後川流入河川がまだ類型がブランクになっておりますので、ここについて河川では残っておりまして、来年度指定をするということで、作業を進めております。

なお、河川ごとの具体的な検討結果については、18ページ以降に記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。よろしくお問い合わせいたします。

(伊藤会長代理)

説明は終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(久留委員)

11ページの一番上の「優先的に水生生物保全環境基準の類型指定を行う河川の選定方針」②のところの意味が分かりにくいので、御説明をお願いしたいのですが。

まず、「内水面共同漁業権が設定されている」という箇所、こういう言葉をあまり聞いたことがないので、言葉としてよく分かりませんが、内容としては、そのような設定がされ

ている、又は一般の方が川で釣りをしている河川と解釈して良いのでしょうか。

次に、「河川延長に関わらず類型指定の対象とする」という箇所は、①の箇所と比較すると、10km未満であっても、類型指定に対象とするというように解釈して良いのでしょうか。

(環境保全課：野中課長)

12ページに地図がございますので、これで具体的にお示ししながら御説明いたします。

12ページの地図のピンク色、こちらが先ほど委員から御指摘のあった、10km未満であっても内水面漁業権が設定されている河川で2河川ございます。

それと同じように、河川延長10km未満でありますけど、慣習的に採捕の実態がある河川が10河川、これがオレンジ色でございます。

こういった河川については、10km未満でも、類型指定の対象にしております。

ここでいう漁業権ですが、漁業法の規定に基づきまして、一定の水面で特定の漁業を一定の期間、排他的に営む権利ということで設定されているものでございます。

そういった情報は、庁内の関係課から取得できますので、その結果を基に追加して、10km未満であっても指定しているということでございます。

(伊藤会長代理)

前半の質問に対しては、いかがでしょうか。

(久留委員)

「慣習的な水産動植物の採捕」という言葉が分かりにくいのですが、実態として普通に釣りをしている方がいる川というように解釈して良いのでしょうか。

(環境保全課：野中課長)

この共同漁業権という言葉は、非常に分かりにくいと思います。

意味合いとしましては、慣習的な水生生物の採捕の実態がある河川については、漁業権は設定されておりませんが、本県ではシラスウナギやしろろうおが採捕されている河川がございまして、そういった情報を水産局から入手し、漁業権が設定されていない河川でも、一般の方が慣習的に採捕許可を取得し採捕されている実態がある河川については、追加して指定をしております。

(久留委員)

漁業権とは別に、一般の方が採取していることがあるのですか。

(環境保全課：野中課長)

漁業権が設定されている河川ではございませんので、一般の方が採取されているケースもございます。

(伊藤会長代理)

よろしいですか。他にございませんでしょうか。

それでは、この諮問事項につきましては、専門性が高いということがございますので、これまでと同様、水質部会で詳細を審議していただいた上、環境審議会条例第6条第5項の規定により、水質部会の決議をもって、当審議会の決議とするという取扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に「令和2年度水質測定計画の策定について」事務局から説明をお願いします。

(環境保全課：野中課長)

諮問事項「令和2年度水質測定計画の策定」について、お手元の資料3により説明させていただきます。

では、2枚めくっていただき、資料の1ページをお願いいたします。この水質測定計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国及び福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しております。

これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づき計画を策定しているものです。

また、この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものでございますので、毎年環境審議会で御審議いただき、専門的な見地からの答申をいただいた上で決定することとしております。

次に、本県の水質の現況でございます。公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼ全ての地点で基準を達成しております。

また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについても、このグラフにありますように、平成の初めの頃と比較しますと徐々に改善してきておりますが、直近5年間のうち平成30年度は、最も達成率が低くなっております。

この原因としましては、少雨の影響によりBOD濃度が上昇したためと考えております。

県としましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組みを継続してまいります。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ例年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものでございますが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

次の2ページをお願いいたします。令和2年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のとおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。

また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、令和2年度水質測定計画案の概要でございます。実施期間は、令和2年4月1日からの1年間でございます。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計23機関で、合計415地点において測定を行うこととしております。

測定項目につきましては、基本的に環境基準が設定されている項目とし、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定することとしています。

具体的には、生活環境項目が13項目、健康項目が27項目、要監視項目が31項目、その他の項目として電気伝導度等を測定いたします。

次に、3ページ中ほどの令和元年度計画との主な変更点について御説明いたします。

1つ目は、先ほど御審議いただきました、水生生物保全に係る水質環境基準の類型指定に伴う変更点でございます。

類型指定は、北九州市内河川及びます淵ダムにおいて予定しております。このため、今回お諮りしております水質測定計画では、この2つの水域において、各水域の水質を代表する環境基準点を新たに水生生物保全に係る環境基準点としても位置付け、基準を達成しているか評価を行ってまいります。

2つ目は有機フッ素化合物であるPFOS及びPFOAの測定でございます。

PFOSは難分解性の物質でございます。平成22年に化学物質審査規制法の第一種特定化学物質に指定されまして、製造、輸入、使用が原則禁止となりました。

PFOAにつきましても、同様に指定に向けた検討が現在行われております。また、厚生労働省におきまして、水道水の水質管理の目標値の検討を進めておりまして、環境省でも水環境に係る目標値について検討が進められることとなっております。これら国内外の動向を受けまして、県内河川において測定を行ってまいります。

次に、地下水調査についてです。地下水調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の10機関で、合計228井戸において実施することとしております。

4ページを御覧ください。測定項目につきましては、環境基準項目は28項目、要監視項目は5項目、その他の項目として、水素イオン濃度(pH)等を測定いたします。

主な変更点としましては、県が令和元年度に実施した概況調査において、基準を超過した地区内の4地点を、継続監視調査に追加することとしています。

また、福岡市が、土壌汚染が確認された地域の周辺監視のために、継続監視調査に2地点

追加しています。

次に、測定結果の報告・公表についてです。例年同様、12月頃に環境白書等で公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度水質測定計画(案)の策定について御説明させていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(伊藤会長代理)

説明は終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか、

(池山委員)

質問ですが、この測定地点はどのような基準で決められているものか教えてください。

(伊藤会長代理)

追加地点だけでなく、測定地点全体ということですか。

(池山委員)

はい、全体ということですか。

(環境保全課：野中課長)

まず、測定の実施としましては、一級河川、国が管理するところは国が測定し、それ以外の河川は県と政令市等で測定しております。

測定地点は、環境基準の達成を以って、どういう施策が今後必要か判断するための材料、行政の達成すべき目標という考え方で設定しております。

ですから、測定地点は、その流域の状況を評価するにふさわしい場所ということで設定しております。

したがって、流域全体が把握できるような下流域で設定しますのと、途中で支川、流入河川がある場合には、流入河川の流域の状況も把握できるように、支川の下流部、つまり本川への合流近く、そういった場所で継続調査ができる地点を設定して、その場所を基本固定して、長期的な傾向を分析しております。そういった考え方でございます。

(池山委員)

ありがとうございます。

(伊藤会長代理)

よろしいですか。

(池山委員)

はい。例えば、下水道が整備されているエリアとそうではないエリアでは、測定する地点に変化があるべきなのではないかというのが素朴な疑問点でしたので、お尋ねしたのですが、そのような差はつけておられるのでしょうか。

(環境保全課：野中課長)

まず、どういった污水处理施設で、どういった手法で整備すべきかというのは、その地域のいろんな条件に則って、市町村で基本的に計画を立て、下水道や合併処理浄化槽の整備が進められておりますので、その施策効果、評価につながり得るような場所という考え方で設定しております。

したがいまして、下水道の整備、浄化槽の整備に伴って、その水域が改善している傾向も見られますので、逆に整備が進んでいないところ、改善が遅れているところについては、測定結果と行政のこれから取り組む施策を連動できるような形で、今後とも評価していきたいと思っております。

(池山委員)

なぜお尋ねしたかといいますと、例えば下水道が整備されていないエリアで、クリーニング工場のような水を大量に使う施設があって、浄化槽を使っているにしても、万が一の垂れ流しの懸念ということも無きにしても非ずではないかと考えましたので、お尋ねさせていただきました。

(伊藤会長代理)

何かコメントはありますか。

(環境保全課：野中課長)

今お話のありました事業場における排水の規制、これは水質汚濁防止法の中で特定施設が設定されておまして、有機物に関しますと、日量平均50トン以上排出する事業場については、濃度規制、県の方で上乘せ規制も行っておりますが、そういった基準値に基づいて規制をしております。

県の方で、そういった基準値が適用される事業場につきましては、立入調査を実施しまして、法の履行状況を把握しております。

(伊藤会長代理)

はい、よろしいですか。他にございませんでしょうか。

(渡邊公一郎委員)

水質測定を定期的実施すること、汚染水の流出等を把握しモニタリングすることは、とても重要だと思しますので、これ自体に特段質問はありませんが、昨年9月に佐賀県で集中豪雨によって鉄工所の油が流出し、下流域の水田、河川や有明海に到達するという汚染がありました。

こういう事態は、非定常的や想定外とよく言われていますが、想定外ではなく、集中豪雨や地震等で、定常的には何もなくても、非定常的な流出があり得ると思います。

本題と異なりますが、そういった事態に対する対策は、どこかの部署で検討されているのでしょうか。

異常気象が起こって、何があるか分からないまま、県として想定外でしたといえれば済むわけではないと思います。

佐賀県では30年前に同じようなことが起こって、昨年また起こった、でも対策をしていなかった、だから下流域の汚染が起こったわけですが、福岡県でもそういう事態は十分あり得ますよね。

そういう事態について、何かお考え、あるいは既に対応していますといった回答がありませんでしょうか。

(環境保全課：野中課長)

油の流出に関しましては、今の制度から申し上げますと、環境部局で所管しております。

水質汚濁防止法の中で、油の流出事故があった場合には、その原因者が県の方に届出をしていただき、まずは引き続き、油が流れないように応急対策、応急措置をしていただくということがございます。

それと、今委員から御指摘のありました再発防止策、これをしっかり講じていただくということについても、県の方に報告をいただくことになっております。

その再発防止策の中で、気候変動による影響、今まで浸水しえなかったところで、そういった事象が生じたということも念頭に置いて、当事者の対策を取られることになるかと思いますが、あわせて、こういった知見を行政機関の内部でも共有し、今後の施策に反映していきたいと思っております。

(渡邊公一郎委員)

資料6ページに、水質の汚染源になり得る物質が記載されていますが、こういった物質は定常的には流出しないものの、当然ながら流域の工場あるいは事業者で使われており、事業者は地震や洪水等のハザードマップの警戒区域のようなところに当然います。

想定しないことが起こったので、仕方がないということではなく、どのようにしてリスク管理を行うのか、完全に無くすことはあり得ないでしょうが、県の指導等々があれば、リスクを軽減することができるかもしれません。是非検討していただければと思います。

(伊藤会長代理)

これは、今検討している水質測定計画の策定と意を異にしたいと思います。

県として、建築や土木、河川管理等、総合的に考えていかなければいけない問題だと思えますので、それはそれとして、是非検討していただきたいということで、この議論はこれで終わりにしたいと思えます。

他に何かございませんでしょうか。

(井上眞理委員)

資料1 ページに図がありますが、BODとCODの推移、これはどうして2つを平均して1つのグラフで出されているのですか。それぞれの推移に興味がありますので、生物化学的および化学的な酸素要求量のデータを両方示すということは必要ではないかと思えますので、お願いしたいと思えます。

(伊藤会長代理)

はい、取扱いについてです。

(環境保全課：野中課長)

環境白書等では、水系別のデータを含めてお出ししておりますが、この表のお示しの仕方については、今のお話を踏まえて検討してまいりたいと思えます。

(伊藤会長代理)

実際に分けることができるのですか。

(環境保全課：野中課長)

BODは河川、CODは海と湖沼とエリアが異なっているようですが、分けて表示することは可能だと思えます。

(伊藤会長代理)

そうですか。是非そうしていただければと思えます。

他にございませんでしょうか。

(柳瀬委員)

1点教えていただきたいのですが。

地下水調査ですが、これは浅井戸とか深井戸とかあるのですが、この地下水調査というのは大体どのレベルを調査対象としたのか教えていただきたい。

(環境保全課：野中課長)

井戸の選定に当たりましては、市町村と協議しながら、その地区を代表するような井戸を選定していただいておりますので、浅井戸が多い地区であれば、浅井戸が選定されるケースがございますし、深井戸が多い地区は深井戸ということで、地域によって状況が違うというのが実態でございます。

(柳瀬委員)

基本的には、地下水汚染を対象としているということによろしいですか。

(環境保全課：野中課長)

はい。地下水汚染は、自然的由来と人的由来とございまして、例えば、硝酸性窒素のようなものは肥料等の影響を受けやすいので、どちらかという浅井戸で基準を超える場合が多くございます。

県内でいえば、フッ素やヒ素、特にヒ素については、深井戸でヒ素が多い地層から採取している場合には、基準を超える場合もございますので、どちらの情報も必要な情報であるということでございます。

(伊藤会長代理)

よろしいですか。多分、浅井戸というのは不圧帯水層で、深井戸というのは被圧帯水層で、その下の帯水層、そのようなイメージでよろしいですか。

(環境保全課：野中課長)

そうですね、不透水層がありますが、その下にある帯水層は圧がかかっておりまして、会長代理おっしゃったように、被圧地下水ということで利用されております。

(伊藤会長代理)

他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、この諮問事項につきましても、先ほどと同様、専門性が高いということがございますので、水質部会で詳細を審議していただいた上、環境審議会条例第6条第5項の規定により、水質部会の決議をもって、当審議会の決議とするという取扱いにしたいと思いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に、「福岡県廃棄物処理計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

(廃棄物対策課：山口課長)

お手元の資料4でございます。1枚おめくりいただきますと諮問書でございます。

諮問の要旨でございますが、本県では、平成28年3月に福岡県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の発生抑制、適正処理の確保等に取り組んでまいりました。

現計画の期間が令和2年度末で終了いたしますことから、現計画策定後の廃棄物処理法に関する各種法令の改正や、国の基本方針の変更、廃棄物の処理状況の変化などの動向を踏まえて、新たに県の廃棄物処理計画を策定するに当たりまして、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、具体的な内容について御説明をさせていただきます。

まず「1 趣旨」のところでございますが、この廃棄物処理計画につきましても、廃棄物処理法の規定に基づきまして、国の基本方針等に即して定める法定計画でございます。

現計画の期日の末日が先ほど御説明しましたとおり、来年度末に迫っておりますため、法令等の改正を踏まえまして、新計画を策定する予定としております。

計画の経緯でございますが、平成12年に廃棄物処理法の改正によりまして、都道府県に、廃棄物処理計画の策定が義務付けられまして、おおむね5年ごとに計画を策定しているところでございます。

「2 計画の期間」でございますが、新計画は令和3年度から令和7年度までと考えております。

次に「3 計画の構成案」でございますが、これは現計画の構成でございまして、計画にどのような内容が記載されているのかを一例としてお示ししたものでございます。

第1章の基本的事項につきましては、計画の位置づけ、計画の期間、対象とする廃棄物の分類について定めております。

第2章の廃棄物処理の現状及び前計画の目標の進捗状況につきましては、廃棄物の発生の状況や処理の状況を実績のデータにより確認を行っております。

第3章の廃棄物処理の課題及び基本方針につきましては、第2章で確認された現状を分析しまして、課題を明らかにして、その上で課題を解決するための県の基本方針を示してございます。

第4章の目標の設定でございますが、廃棄物の総排出量の抑制あるいは再生利用率といった項目について、数値目標を定めております。

これは今後示されます予定の国の基本方針や廃棄物の現状など踏まえまして、新たな目標を設定してまいりたいと考えております。

第5章の各主体の役割及び連携につきましては、県民の皆様、事業者、廃棄物処理業者、それと我々行政といった主体につきまして、役割や連携について整理をしております。

第6章の主要施策につきましては、第4章の目標を達成するための具体的な施策を示しております。

現計画では、3本柱ありまして、1番目が循環型社会の構築、2番目が廃棄物の適正処理による環境負荷の低減、3番目として災害廃棄物の適正処理について施策を記載していると

ころでございます。

第7章では、進捗管理について記載をしております。

最後に、今後のスケジュール案でございますが、スケジュールをそこに示しているとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(伊藤会長代理)

説明は終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

この案件については、専門的知識を有する方々からなる専門委員会を設けて集中した議論を行い、その結果を本審議会に御報告いただくという方法が効率的であると考えます。

したがいまして、福岡県環境審議会運営規程第6条の規定に基づき、本審議会に専門委員会を設置することといたします。御異議ございませんか。

専門委員会の委員につきましては、運営規程に基づきまして、会長が指名することになっております。本日、会長が不在のため、職務代理者として、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、大変恐縮ですけれども、福岡大学の山崎委員、福岡大学の柳瀬委員、九州大学の渡邊公一郎委員、J A福岡県女性協議会の渡邊須美子委員、西日本新聞社の阪口委員、以上、5名の委員の方に専門委員をお願いし、私も委員として参画したいと思います。

それから、委員長についても、会長が指名することとなっておりますので、職務代理者として、柳瀬委員に委員長をお願いしたいと考えております。

御了承いただけますでしょうか。それでは、そのように取り扱うことといたします。

次に(3)部会決議報告に移ります。部会決議報告としましては、「温泉法に基づく土地の掘削の許可申請について」の1件です。

それでは、糸井温泉部会長から御説明願います。

(糸井委員)

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を1回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について報告いたします。お手元の資料5を御覧ください。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては、個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。

公開であります、この場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがいまして、傍聴者の方々への配布資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいておりますので御了承ください。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

では、1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

令和元年9月13日に諮問がなされ、会長から付託を受けました土地の掘削の許可申請1件に関して、同年10月25日に温泉部会を開催し審議いたしました。

裏面の2ページを御覧ください。審議の結果、許可に支障なしとの決議をし、それに基づき、同年11月22日に答申がなされております。以上でございます

(伊藤会長代理)

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。御意見等はないようですので、この報告については御了承いただいたものといたします。

次に、(4)その他の報告に移ります。その他の報告としては、「令和元年版環境白書について」「福岡県産業廃棄物税条例について」の2件です。

まず、「令和元年版環境白書について」、事務局から説明をお願いします。

(環境政策課：小磯課長)

令和元年版環境白書について、御説明させていただきます。

環境白書自体は200ページを超える厚い冊子でございますので、御説明といたしましては、資料6の概要版で説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。この環境白書につきましては、福岡県環境保全に関する条例第10条の規定に基づきまして、本県の環境の現状、環境保全のために講じた施策などを公表するものでございます。

続きまして、内容でございます。総説のところを御覧ください。

総説のところでは、福岡県の環境の現状と取組みのあらましを紹介するとともに、トピックスといたしまして、県内の主な取組み、本県の取組みと県内の市や町の取組みなどを載せております。

資料の点線で囲まれた四角の中には、主なものだけですが、内容を載せているところでございます。

なお、本白書につきましては、第四次福岡県環境総合基本計画において設定しました7つの分野に沿った構成とし、本県の主な取組みにつきましては、持続可能な開発目標SDGsのゴールの関連性を付与して、解説をしているところでございます。

令和元年度版につきましては、基本的には昨年度の環境白書と同様の構成となっております。

次に、環境の現況と対策のところでございます。7つの分野に沿いまして、その取組内容を簡単に御説明いたします。

まず、「①低炭素社会の推進」のところでございます。主な施策といたしまして、家庭やエコ事業所における省エネルギー・省資源の普及啓発、取組みの促進、そのほかに、都市づくり、交通、建築物、住宅等における省エネルギー化に取り組んでいるところでございます。

その下の「②循環型社会の推進」につきましては、主な施策として、3Rの啓発等による廃棄物減量化の促進、食品ロス削減の取組み、廃棄物の適正処理のための普及啓発や監視・指導の実施といったものに取り組んでいるところでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。

「③自然共生社会の推進」でございます。主な施策といたしまして、ヒアリ等の外来種防除講習会の実施、外来種に係るリーフレットの作成を始めといたしまして、英彦山、犬ヶ岳における生態系の回復と、絶滅危惧種の保護などに取り組んでいるところでございます。

その次の「④健康で快適に暮らせる生活環境の形成」でございます。主な施策として、大気環境状況の把握、また先ほど御説明いたしました環境基準に関する類型指定に向けた水質調査・水生生物調査の実施などに取り組んでいるところでございます。

次に「⑤国際環境協力の推進」でございます。主な施策といたしましては、アジア諸地域の行政職員に対する県内での実地研修等の実施、そして、ベトナムやタイにおける福岡方式廃棄物処分場の維持管理及び普及展開への支援などに取り組んでいるところでございます。

次に「⑥経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」につきましては、主な施策として、試験研究機関における環境負荷低減に資する調査・研究、あるいは環境にやさしいグリーン購入の推進などに取り組んでおります。

最後に「⑦持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」につきましては、主な施策として、ウェブサイトを利用した環境情報の発信、また、環境県民会議や各保健福祉環境事務所が設置しております地域環境協議会による環境保全への取組み、そして小学生向けの環境教育副読本の作成・配布などに取り組んでいるところでございます。

これらの取組みにつきましては、いずれも環境保全と経済成長が両立した持続可能な社会を支えるための取組みでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。環境総合基本計画の指標の進捗状況でございます。表の1番左端に7つの分野を書いておりまして、それが3ページ、4ページ、5ページと続いておりますが、その右に、20の指標を付けているところでございます。

評価基準につきましては、3ページの表の下のところ、点線の四角囲みを御覧いただきたいと思っております。

◎が目標の達成、○が目標は達成していないけれども計画策定時から向上したもの、△は横ばいの状況、▽は計画策定時から後退したものという形で、分かりやすく記載しているところでございます。

3ページから5ページにかけて20の指標がございます。結論から申しますと、○の向上が19、△の横ばいが1となっております。

この横ばいは何かと申しますと、3ページの一番上の欄を御覧ください。家庭、世帯当たりにおけるエネルギー消費量につきましては、計画策定時が1世帯当たり29GJ（ギガジュール）、進捗状況が同じく29GJということで、横ばいの状況ということになってございます。

これにつきましては、やはり近年の夏の猛暑の影響によりまして、家庭におけるエアコンの使用量が増加し、それに伴いまして、電気使用量が増えたということが要因であろうと考えているところでございます。

その他のところは向上となっているところでございます。まだ1年目でございますが、引き続き指標の向上、更なる向上に向けて、取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(伊藤会長代理)

説明は終わりました。何か御意見、御質問はございませんか。

はい、どうぞ。

(久留委員)

本日、環境白書を御説明いただいて、実物を見せていただいたばかりなので、中身は詳しく見れていませんが、昨今、話題となっている温暖化についてです。

「①低炭素社会の推進」「⑦持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」のところで言葉としては出てくるのですが、何かもう少し啓発的なものとして、温暖化やCO₂の削減という内容があってもいいのではないかという気がしました。

その辺については何か議論がありましたのでしょうか。

環境白書が作られたのは、もう少し前の時期でしょうし、温暖化というのは、福岡県だけの問題ではないので、難しいところはあるのでしょうか。

(環境政策課：小磯課長)

環境白書につきましては、県の環境部を中心とした環境の取組みの状況報告と、県民の皆さんへの資料提供という意味合いが強い冊子になってございます。

今、委員の御指摘がございましたように、また部長の冒頭のあいさつにもございましたとおり、やはり今、温暖化が更にクローズアップされてきております。

この環境白書は、どうしても印刷の関係があるので、今年度の途中までできるところを一生懸命載せているところですが、温暖化やCO₂を減らす問題、そして更に、最近では、どうしても気温自体が高くなっているところがございますので、我々としては、どう適応していくか、そういった対策も同時並行で進めているところでございます。

当然ながら、個別の計画あるいは個別の取組みに基づいて、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますし、その成果等につきましては、1年に1回の作成になりますが、順次この環境白書に載せるという形で公表します。

また、個別の取組みについてまた、個別に、いわゆる普及啓発を図っていくというようにしていきたいと考えているところでございます。

(久留委員)

水害といったように温暖化と思われる事態がいろいろ起こっていますし、県民としても非常に関心が高い分野だと思いますので、今後はもう少し厚く報告されたり、どうやっていくのかというところがあってもいいのかなというように思います。

(伊藤会長代理)

はい、どうぞ。

(環境保全課：野中課長)

温暖化の関係で、大事な御指摘ありがとうございます。

環境白書で申し上げますと、今お話のあった関連の情報を13ページと14ページに載せておりまして、温暖化をいかに緩和していくかという省エネの取組みが13ページ、避けられない気候変動にどう対応していくかを14ページに掲載しております。

この1年の動きですが、13ページに関しましては、エコファミリーの取組みを長年実施し、2万7千世帯以上の方に御参加いただいておりますが、もっと広げる必要があるということで、13ページの最後に記載しておりますが、今年度中に、スマートフォンから簡単にエコファミリーに登録し、エコ活動に参加できるアプリを開発中でありまして、3月に発表する予定にしております。これによって、若い方々を含めたエコ活動を県内各地で広げてまいりたいと考えております。

それと、14ページですが、本日も何回か御指摘いただいておりますが、やはり気候変動への対応はとても大事だということで、昨年8月に太宰府市にあります県の保健環境研究所に、気候変動適応センターというものを設置いたしました。

気候変動適応法という新しい法律に基づく機関でございます。ここで県内にどういう気候変動が生じているか、それによってどういう影響・被害が生じているか、それを防止・緩和するためには、どういった施策が必要か、県だけでなく、市町村、事業者、県民の方々と一緒になって、どういう取組みが必要なのか、こういったそれぞれの主体の活動を促進するために必要なデータを収集しまして、分かりやすく発信をしてみたいと考えています。

こういった点が今取り組んでいるところでございます。

(伊藤会長代理)

省エネや低炭素を推進することで、温暖化に貢献するんだという書きっぷりはなかなか難しいところがあると思いますし、どのように啓発するかというのは、取り組んだことがどう効果があるか、保証できないので難しい問題だと思います。

とはいえ、エネルギーを節約していこうということが環境全体の改善につながっていくところを、何か見せられたらいいなということだと思いますが。

(久留委員)

私もエコファミリー等知っていますので、県は取組みを行っていると思いますが、今の風潮から言うと、県が取り組んでいますということがもっと出てきても良いのかなと思います。

(伊藤会長代理)

そこは、多分取組みをもっと行うというよりも、どう伝えるかということだと思いますので、書きつづりを検討してもらおうということかと思います。

他に、何かございますか。

(川崎委員)

野鳥の会の川崎と申します。

今、再生可能エネルギーについては、どの行政も積極的に取り組んでいこうという形であって、実際そうだと思います。

例えば風力発電の場合、設置場所についての環境への影響、あるいは生物への影響というのは、今は環境影響評価の中で、その影響を軽減していこうという取組みになってはいますが、あくまでも環境影響評価というのは手続法であって、必ずしも環境影響の手続きで生態系とか、種に対しての保護が行われるというものではありません。

福岡県ではなくても、九州の中で今、大きな風力発電の計画が上がっています。そういったところも、今後いろいろなところで生態系や種に対しての保護の問題が出てくる、問題というか大きくクローズアップされてくるかなと思います。

本来、太陽光発電にしても風力発電にしても、野生生物や自然環境に影響がないような場所をあらかじめ検討して、事前にある程度区域を定めて、そういった場所については極力設置を推進していく、特有の自然環境や生物がいる場所については、設置の取り止め、他の場所を検討してもらおうといった区域指定も、今後あって良いのではないかという気がします。

そういった対応は、今の段階ではなかなか難しいところですが、今後、県内でも、そういった場所が出てくる可能性もあると思いますので、今後考えていただければと思います。意見を述べさせていただきます。以上です。

(伊藤会長代理)

省エネルギー、再生可能エネルギーを進めることと環境影響というのは、相反するところがあるのですが、県として何かもし意見があれば。なければ御意見として伺いますが。

(環境政策課：小磯課長)

環境影響評価につきましては、まさにおっしゃったとおりで、それだけで全てというわけにいかないと思っていますし、前回の審議会でも議論させていただきましたが、太陽光発電については、規制の網をかけていくというような形で進めております。

また、様々な設備が建つといったところについては、それに伴って様々な問題が出るということも、我々承知しておりますので、法規制との関係を見ながら、その状況をしっかり注視していきたいと考えております。

(伊藤会長代理)

よろしいですか。他にございますか。では、門上委員。

(門上委員)

過去の環境問題は、公害企業や大企業といった発生源による環境汚染であったのですが、現在の環境問題というのは、我々の生活、ライフスタイルそのものであり、大量のエネルギーを使い、便利で楽な仕事や生活を送ることによって、いろんなものがゴミや汚染物質として環境に出てくるのが原因です。

そうすると、一般市民を巻き込んだやり方をしないと、環境問題は良くなれないと思います。そして、何か一点突破のような工夫をしないと、網羅的にやっても、皆さんなかなか参加しないのではないのでしょうか。

例えば、フードロスは今非常に問題となっていますが、現在、おそらく日本は、一人当たりのフードロスが最大の国だと言われています。そのことに対して、一般市民は何をしているかという、何もしていません。コンビニなどを批判するだけです。ですから、フードロスを5年かけて今の10分の1にするといったような具体的な目標を立てて市民を巻き込んだフードロスを削減するやり方が必要だと思います。

更には、プラスチックを減らすとなると、すぐスーパーのレジ袋を減らすという話になりますが、レジ袋やストローを減らただけでプラスチックが減るのか、身の回りを見ると、全てのものがプラスチックで、過剰包装が山のようにあります。

ですから、プラスチックを減らそうとすると、我々のライフスタイルそのものを少し変えていかなければならない。そういうことに対して、一生懸命、県として率先して最先端の取り組みをすれば、環境改善に加えてビジネスチャンスも出てくると思います。

環境が悪くなってから、仕方なく取り組むのではなく、環境問題は将来の予測ができるので、それに対して、今後どのように取り組んでいくのか、そのために市民をどう巻き込んでいくのか、一番効果的なやり方は何かという戦略を立てて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

(環境政策課：小磯課長)

御意見どうもありがとうございます。今、御指摘いただいたように、県民・市民の皆様を巻き込んでというのは、まさにそのとおりだと思います。

何をすれば一番効果的かというのは、またいろいろ議論しなければならないところですが、例えばプラスチックの問題でいうと、以前であれば、この審議会もペットボトルを並べさせ

ていただいておりますが、今は全て紙コップにさせていただきます。環境部としては、いち早く、もう一年以上前から、部内についてはペットボトルを止めるという形にしており、今全庁的に広めようとしております。

そういったことから一つひとつ始めていく、そして、いろんな団体の方が参加していただいている県民会議という組織を持っておりますので、いろんな団体の方のお力を借りながら、団体の構成員の方々に、プラスチックでいうと、例えばポイ捨てを控えていただく、あるいは使用を控えていただくといった働きかけをしています。また、食品ロスについても、そういった関係団体の方にお集まりいただく組織を作って取り組んでいるところでございます。

そういった中で、皆さんの方からもこういうやり方が良いのではないかと叱咤いただきながら工夫をし、いろんな関係の方を巻き込んで、取り組んでいきたいと考えております。どうもありがとうございます。

(伊藤会長代理)

貴重な御意見だと思っておりますので、いろいろ考えてやっていただければと思います。

私の方から1点だけ、3ページの木材利用量が増えているということですが、輸入木材ということであれば、増えたという言い方はちょっと難しいように思いますので、国内産という条件を付けた方が良くかなと思います。

それでは、次に進めさせていただきたいと思っております。次に、「福岡県産業廃棄物税条例について」、事務局から説明願います。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

「福岡県産業廃棄物税条例について」、御報告させていただきます。資料7でございます。

1ページでございますが、この産業廃棄物税条例は、平成17年に施行され、九州各県一斉に導入いたしまして、その後の経過を見ながら5年ごとに見直すということにいたしております。

今回は、前回の見直しから5年を経過しましたことから、再度その取扱いについて検討したところでございます。その検討結果について御報告するものでございます。

まず、「1 産業廃棄物税導入の経緯」ということで書いておりますが、こちらは法定外目的税として検討いたしまして、先ほど申しましたとおり、平成17年4月に九州各県一斉に導入いたしたものでございます。そして、5年ごとに条例の規定について検討いたしております。

「2 産業廃棄物税の仕組みと役割」ですが、これはより高い排出抑制効果を図るために、排出事業者に税負担を求めるものでございまして、最終処分場への搬入とともに、排出に近い中間処理施設、例えば焼却施設とか、そういったところへの搬入に課税をしているものでございます。

図にございますとおり、焼却については、1トン当たり800円、最終処分については1

トン当たり1,000円としているところがございます。

次の2ページをお願いいたします。「3の産業廃棄物税の導入後の状況について」でございます。

「(1)の産業廃棄物の搬入量の推移」でございますが、棒グラフにありますとおり、産業廃棄物の焼却施設や最終処分場への搬入量は、近年は小幅な増減がございますが、一定の水準で推移いたしておりまして、税導入当初に比べますと、減少しております。

「(2)の産業廃棄物税の税収の推移」ですが、これも折れ線グラフにありますとおり、産業廃棄物の搬入量とおおむね同様の状況となっております。

次の3ページをお願いします。

「4 排出事業者に対する意識調査」についてでございます。排出量の多い県内の事業所を対象に無作為抽出により、調査票を送りまして、調査をいたしました。

(1)のグラフにありますとおり、産業廃棄物税の導入については、産業廃棄物税について十分知っている、ある程度知っている、名称は知っているとの回答を合わせると8割を超えているということで一定の周知はされていると認識はしておりますが、今後も一層周知に努める必要があると考えております。

「(2) 産業廃棄物税導入後の影響について」でございます。

これは調査の結果、社員の意識改革や処理コストの減、それから会社のイメージが向上したというような回答が多くございまして、税の導入をきっかけに、会社、事業者の更なる努力が進んだものと考えております。

次に、「(3)の産業廃棄物税の税率等」についてでございますが、税率や納税方式は妥当であるという回答が多く寄せられました。それから、「(4)の産業廃棄物税の税収の用途について」でございますが、これはいずれも今後充実すべきという意見が多く寄せられているところでございます。

次のページを御覧ください。4ページになります。

「5 税収使途事業の実績」についてでございます。産業廃棄物税を充當いたしまして、四角囲みにあります、①から④まで4つの項目を柱とした事業を実施いたしております。

この項目につきましては、「①産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進」、「②環境を担う人材の育成と交流」、「③産業廃棄物の適正処理体制の整備」、「④市町村の環境行政支援」ということで、この四角囲みの右側に、具体的な事業等を書かせていただいております。こういった事業の財源に、税収を充てさせていただいているところでございます。

この条例の趣旨に合致した適切な事業の推進が図られておりまして、例えばリサイクル製品の販売実績の増加や、大規模な不法投棄の減少傾向など、事業効果が認められているところでございます。

以上のことから、まとめでございますが、「6 産業廃棄物税の導入の効果等」についてでございます。

(1)から(3)まで3点記載しておりますとおり、産業廃棄物の量は税導入当初に比べ

ますと、減少しており、排出事業者の排出抑制やリサイクルの取組みを後押ししております。

そして、税収の使途事業もリサイクルの促進や不法投棄の減少に効果があると考えております。

最後に、「7 税の継続」についてでございますが、産業廃棄物税の導入は、循環型社会づくりに向けた様々な環境政策と相まって、産業廃棄物の排出量の削減や排出事業者の取組促進等に一定の効果を発揮いたしております。

そして、産業廃棄物の発生量は産業廃棄物税の導入時と比較して減少していますものの、依然として多く排出抑制やリサイクルの推進等の取組みは、なお重要な政策課題であると考えております。

以上のことから、12月の県議会におきまして、この産業廃棄物税条例を継続するという改正条例が議決されまして、令和元年12月に公布、施行されたところでございます。

産業廃棄物税の条例につきまして、御説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

(伊藤会長代理)

どうもありがとうございました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(吉野委員)

条例を作って、課税した効果は出ているということですが、産業廃棄物の処分量が横ばいになってきているとすると、今の施策では足りなくて、更なる施策をしていかないと、産業廃棄物の処分量は減っていかないとということになるのではないかと思います。その辺りについて今後どのようにお考えでしょうか。

(循環型社会推進課：鐘ヶ江課長)

まず、産業廃棄物の処分量が横ばいということについては、減らしていく努力、いわゆる3Rの努力について、今後施策を更に推進し、3Rを推進していきたいと思っております。

一方で、産業廃棄物の処分量が横ばいということは、景気動向等で産業廃棄物税の税収の増減はありますが、今までの事業効果で抑制効果があっているということも、この状況からは考えております。

ただ、先ほど委員おっしゃったとおり、更に施策を進め、排出量の削減を進め、循環型社会の形成を推進していきたいと思っております。

(伊藤会長代理)

はい、よろしいですか。

かなり進んでいると思しますので、大幅に削減することは難しいと思っておりますが、できることを少しずつやっていくということになるかと思っております。

他にございませんでしょうか、よろしいですか。

それでは、全体を通しまして、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。
よろしいですか。

それでは、以上で本日予定されています議題は全て終了しました。

皆様御協力ありがとうございました。それでは、あとは事務局からお願いします。

(環境政策課：吉川企画広報監)

伊藤会長代理、議事の進行ありがとうございました。委員の皆様、熱心に御審議いただきありがとうございました。当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思います。

また、今後とも、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。
これをもちまして、令和元年度第3回福岡県環境審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。